

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-14)

別紙1

施策名	目標4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築				担当部局名	循環型社会推進室				作成責任者名 (※記入は任意)	河本 晃利	
施策の概要	循環型社会形成推進基本計画等を着実に施行して国内における循環型社会の構築を図るとともに、3Rイニシアティブに基づいて国際的な循環型社会構築を図る。				政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進						
達成すべき目標	循環型社会形成推進基本計画に基づき定められた、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の削減等の目標を達成するとともに、3Rイニシアティブに基づき国際的に3Rを推進することにより、循環型社会の形成をめざす。			目標設定の考え方・根拠	循環型社会形成推進基本法に基づき、我が国の経済社会を、大量生産・大量消費・大量廃棄型から持続可能な循環型社会へ変革する。				政策評価実施予定時期	平成26年6月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度					
1 資源生産性(GDP/天然資源等投入量)(万円/トン) ※基準年が平成17年に改定されてGDPで算出。そのため、過去の計画や点検結果とは一致しない。	24.8	H12年度	46	H32年度	—	—	—	—	—	循環型社会形成推進基本法に基づく第三次循環型社会形成推進基本計画(H25年5月閣議決定)において、物質フロー指標として目標が設定されている。		
2 循環利用率(循環利用量/総物質投入量)(%)	10.0	H12年度	17	H32年度	—	—	—	—	—	循環型社会形成推進基本法に基づく第三次循環型社会形成推進基本計画(H25年5月閣議決定)において、物質フロー指標として目標が設定されている。		
3 廃棄物最終処分量(百万トン)	56	H12年度	17	H32年度	—	—	—	—	—	循環型社会形成推進基本法に基づく第三次循環型社会形成推進基本計画(H25年5月閣議決定)において、物質フロー指標として目標が設定されている。		
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業レビュー 事業番号						
	23年度	24年度										
(1) 循環型社会形成年次報告策定事務費 (平成13年度)	11(16)	8(11)	8	1,2,3	<達成手段の概要> 循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会白書を作成し、国会に提出する。また白書の国民への普及啓発事業、広く海外等へ情報発信を行う。 <達成手段の目標(25年度)> 循環型社会白書を作成し、国会に提出する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 循環型社会について、広く国民に向け普及啓発を行うことにより、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の減少に寄与する。	134						
(2) 循環型社会形成推進基本計画見直しに向けたフォローアップ・高度化推進費 (平成13年度)	64(58)	38(36)	113	—	<達成手段の概要> 循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の評価・点検に資するため、物質フロー会計、物質フロー指標及び各主体の取組状況等のフォローアップ及び各指標のさらなる分析、精緻化、改善の調査、検討等を行う。 <達成手段の目標(25年度)> — <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> —	135						

<p>(3) 適正な資源循環を支える消費を通じた循環型のライフスタイルへの変革推進</p>	<p>48(31)</p>	<p>66(64)</p>	<p>0</p>	<p>1.2.3</p>	<p><達成手段の概要> 国民の意識の変化を3Rに結びつく具体的な行動の変化につなげ、循環型社会の構築に向けたライフスタイルの変化を促す。3R対策の一層の充実に向けて3Rの環境負荷削減効果の明確化、情報提供を通じ、国民における3Rの理解と取組を促進し、個々の課題の解決に努めることで、循環型社会形成がなされる。 また、施策の成果や先進事例を全国に普及する場を設けることにより、循環型社会形成のさらなる加速を図る。</p> <p><達成手段の目標(25年度)> 3R対策の一層の充実を図り、循環型社会形成がなされること。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> リデュース・リユースを重視した3Rによる循環型社会づくりを推進することで、天然資源等の投入量減少による資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の減少に寄与する。</p>	<p>136</p>
<p>(4) 分散・自立型の持続的で災害に強い地域循環圏整備推進事業</p>	<p>57(69)</p>	<p>33(32)</p>	<p>0</p>	<p>1.2.3</p>	<p><達成手段の概要> 各地域において、構想段階から関係主体が連携・協働し、かつ、地域計画に基づく具体的な事業実施を行うことで、その地域の実情や循環資源の性質に応じた、きめ細かな地域循環圏を実現することが可能となる。また、エコタウン地域を中核とした地域循環圏を構築することで、循環型社会ビジネスの振興も含めた地域活性化に役立つ循環型社会の形成促進につながる。</p> <p><達成手段の目標(25年度)> 地域の特性を活かし、かつ、循環資源の性質に応じた最適な規模の地域循環圏を構築することにより、循環型社会を低炭素社会、自然共生社会と一体的に構築していく。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地域の特性を活かし、かつ、循環資源の性質に応じて最適な規模の物質循環を形成することで、効率的に3Rを進め、天然資源の投入量の減少に伴う資源生産性の向上、循環利用率向上、廃棄物最終処分量の減少に寄与する。</p>	<p>137</p>
<p>(5) 循環型社会形成推進事業費(地方環境対策分) (平成18年度)</p>	<p>25(25)</p>	<p>20(18.2)</p>	<p>20</p>	<p>1.2.3</p>	<p><達成手段の概要> 全国7ブロックにおいて地方環境事務所が主催し、各地域の循環型社会形成に向けた各種の取組の紹介、イベントの実施、マイバックキャンペーン等を通じ、国民一人ひとりの意識改革を図るとともに、「3R推進全国大会」との連携を取りながら、循環型社会に向けた地方からの施策の取組を進める。</p> <p><達成手段の目標(25年度)> 循環型社会の形成に向けた市民運動に対して積極的に支援するとともに、市民の参加を得て全国的な規模で普及啓発事業を展開することにより、循環型社会の形成を推進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 循環型社会について、地域に密着した形で広く普及啓発を行うことにより、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の減少に寄与する。</p>	<p>143</p>
<p>(6) 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業 (平成25年度組み替え)</p>	<p>252(244)</p>	<p>434(326)</p>	<p>434</p>	<p>—</p>	<p><達成手段の概要> 我が国循環産業の戦略的な国際展開を促進する。 国際展開の具体的な計画のある事業について、実現可能性調査、現地関係者との合同ワークショップ、研修等の支援を行う。また、海外の廃棄物処理に関する情報の収集・共有、我が国循環産業・技術の海外への情報発信を行う。</p> <p><達成手段の目標(25年度)> 先進的な我が国循環産業が、海外において事業展開することを支援し、世界規模で環境負荷の低減を実施するとともに、我が国経済の活性化につなげる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> —</p>	<p>142</p>
<p>(7) アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業 (平成21年度)</p>	<p>137(107)</p>	<p>84(82)</p>	<p>67</p>	<p>—</p>	<p><達成手段の概要> アジアをはじめとして国際社会における3R推進のリーダーシップを発揮するとともに、我が国循環産業の海外展開促進にも貢献するため、アジアにおける循環型社会づくりのための政策立案支援、優良取組事例の支援、政策・技術に関する知見の共有等を行う。</p> <p><達成手段の目標(25年度)> アジアにおいて温暖化政策にも貢献しつつ、循環型社会の構築を実現する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> —</p>	<p>141</p>

<p>(8) アジア諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金 (平成21年度)</p>	<p>24(24)</p>	<p>22(22)</p>	<p>22</p>	<p>—</p>	<p><達成手段の概要> 各国における3R関連の事業形成や政策立案を促進するため、政府機関、国際援助機関、民間セクター等が参加する「アジア3R推進フォーラム」を開催するため、国連機関(国連地域開発センター(UNCRD))に対して拠出を行う。</p> <p><達成手段の目標(25年度)> 「アジア3R推進フォーラム」の開催により、ハイレベルでの政策対話が行われ、アジアにおける3Rが促進される。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> —</p>	<p>140</p>
<p>(9) UNEP「持続可能な資源管理に関する国際パネル」支援 (平成20年度)</p>	<p>15(15)</p>	<p>14(14)</p>	<p>14</p>	<p>—</p>	<p><達成手段の概要> UNEP「持続可能な資源管理に関する国際パネル」に対し、拠出金等の支援を行う事で、天然資源の持続可能な利用に関する我が国の知見を同パネルでの議論に反映し、また我が国の関心事項に対応した議論を同パネルで行ってもらう。</p> <p><達成手段の目標(25年度)> 「持続可能な資源管理に関する国際パネル」の活動により、世界の資源消費に伴う環境負荷の低減に関する知見を得て、我が国及び世界の課題解決に寄与する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> —</p>	<p>139</p>
<p>(10) 日中韓三カ国環境大臣会合関連事業 (平成23年度)</p>	<p>7(0)</p>	<p>6(0.7)</p>	<p>4</p>	<p>—</p>	<p><達成手段の概要> 日中韓共通の課題である、廃棄物の不適切な処理に関する問題に三カ国が協力して取組むために、循環型社会に関するプロジェクトの一層の推進を図る。</p> <p><達成手段の目標(25年度)> 環境の現状や課題及び対策について、情報や認識を共有することにより、循環型社会形成に関する政策や活動の充実を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> —</p>	<p>138</p>

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-15)

別紙1

施策名	目標4-2 各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進				担当部局名	リサイクル推進室			作成責任者名 (※記入は任意)	室長 庄子 真憲	
施策の概要	各種リサイクル法の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。				政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進					
達成すべき目標	定められた計画地・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。			目標設定の考え方・根拠	各リサイクル法、施行令、省令、施行規則、基本方針			政策評価実施予定時期	平成26年6月		
測定指標	基準値		目標値	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	目標年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
1 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量(千トン)	-	-	「別紙のとおり」	第6期市町村分別収集計画(平成22年)における分別収集見込量に基づき設定							
2 家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率(%)	-	-		特定家庭用機器再商品化法施行令に基づき設定							
3 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率(%)	-	-		食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に基づき設定							
4 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(%)	-	-		特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本方針に基づき設定							
5 資源有効利用促進法におけるパソコン及び小型二次電池の自主回収・再資源化率(%)	-	-		パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令、及び密閉形蓄電池の製造等の事業を行う者及び密閉形蓄電池使用製品の製造等の事業を行う者の使用済密閉形蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令に基づき設定							
6 自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバック類)の再資源化率(%)	-	-		使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則に基づき設定							
7 小型家電リサイクル法における小型家電の回収量[万ト]	-	-		使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針に基づき設定							
8 (間接)容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数(全市町村数に対する割合)[市町村数(%)]	-	-		第6期市町村分別収集計画(平成22年)における分別収集見込量に基づき設定							
9 (間接)小型家電リサイクル法に基づく制度参加自治体人口(全人口に対する割合)[万人(%)]	-	-		使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針に基づき設定							
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等						平成25年行政事業レビュー 事業番号
(1) 循環型社会づくりビジネス支援事業 (平成22年度)	180 (156)	71 (59)	42	-	<達成手段の概要> 循環ビジネスの底上げにつながる新たな取組であるが、単独の事業者で取り組むには限界があるものについて実証事業を行う。 <達成手段の目標(25年度)> 循環型社会ビジネス市場の規模を拡大させる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> -						144

(2) 容器包装リサイクル推進事業費(平成18年度)	58 (46)	55 (50)	54	1.8	<p><達成手段の概要> 容器包装リサイクル法の円滑な運用や高度化のために必要な調査検討、普及啓発等を行う。</p> <p><達成手段の目標(25年度)> 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量(及び参加市町村数)を増加させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 容器包装リサイクル法の適正な運用を通じて市町村の適切な事務の遂行・住民の参加意識の向上等を促進することにより、分別収集量(及び参加市町村数)の増加に寄与する。</p>	145
(3) 家電リサイクル推進事業費(平成19年度)	12 (26)	8 (20)	14	2	<p><達成手段の概要> 家電リサイクル法の高度化及び適正な施行に資する調査検討等を行う。</p> <p><達成手段の目標(25年度)> 特定家庭用機器の再商品化率を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 家電リサイクル法の高度化および適正施行を推進することで、特定家庭用機器の再商品化率の向上に寄与する。</p>	146
(4) 資源の有効利用促進に係る適正化事業費(平成19年度)	12 (22再掲)	5 (20再掲)	2	5	<p><達成手段の概要> 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品の回収率・再資源化率の更なる向上等のための調査検討等を行う。</p> <p><達成手段の目標(25年度)> パソコン及び小型二次電池の自主回収・再資源化率を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 指定再資源化製品に関する法の施行状況の把握及び製造事業者等による適正な回収・リサイクルの確保等により、再資源化率の向上に寄与する。</p>	147
(5) 食品リサイクル推進事業費(平成19年度)	15 (8)	6 (1)	9	3	<p><達成手段の概要> 食品リサイクル法の円滑な施行のための調査検討や、食品リサイクルループの形成を促進するための事業を行う。</p> <p><達成手段の目標(25年度)> 食品循環資源の再生利用等実施率を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 食品リサイクル法の円滑な施行を図り、また、リサイクルループの形成を促進することにより、再生利用等実施率の向上に寄与する。</p>	148
(6) 建設リサイクル推進事業費(平成19年度)	10 (0)	5 (4)	4	4	<p><達成手段の概要> 解体工事に伴い発生する廃石膏ボードに係る再資源化方策の検討等を行う。</p> <p><達成手段の目標(25年度)> 廃石膏ボードに係るより適正かつ効率的な再資源化方策を検討する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 廃石膏ボードの再資源化等を進めることにより建設リサイクルの推進を図り、ひいては特定建設資材の再資源化等の実施率の向上に寄与する。</p>	149
(7) 自動車リサイクル推進事業費(平成22年度)	11 (12)	9 (22)	7	6	<p><達成手段の概要> 自動車リサイクル法の円滑な施行や高度化を図るための調査検討等を行う。</p> <p><達成手段の目標(25年度)> 自動車破砕残さやガス発生器の再資源化率を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自動車リサイクル法の円滑な施行及び高度化を図り、再資源化率の向上に寄与する。</p>	150
(8) 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業(平成25年度組み替え)	253 (314)	212 (186)	206	-	<p><達成手段の概要> 未利用資源の有効利用技術を有する民間企業が次世代の静脈産業メジャーとして海外展開できるよう、ビジネスモデル構築を支援する。</p> <p><達成手段の目標(25年度)> 循環型社会ビジネス市場の規模を拡大させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> -</p>	142
(9) 使用済小型電気電子機器リサイクル推進事業費(平成24年度)	-	739 (189)	453	7.9	<p><達成手段の概要> 小型家電リサイクル法の施行を受けて、いくつかの地域で小電の回収等を行う実証事業等を実施する。</p> <p><達成手段の目標(24年度)> 使用済小型電子機器等の再資源化率(及び参加市町村数)を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 小型家電リサイクル法の円滑な施行を図り、再資源化率(及び参加市町村数)の向上に寄与する。</p>	151

測定指標		1. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千トン] ア. 無色のガラス製容器 イ. 茶色のガラス製容器 ウ. その他の色のガラス製容器 エ. 紙製容器包装 オ. ペットボトル カ. プラスチック製容器包装 キ. スチール製容器 ク. アルミ製容器 ケ. 段ボール製容器 コ. 飲料用紙製容器 2. 家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率[%] ア. 家庭用エアコン イ. ブラウン管式テレビ ウ. 液晶・プラズマテレビ エ. 冷蔵庫・冷凍庫 オ. 洗濯機・衣類乾燥機 3. 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%] ア. 食品製造業 イ. 食品卸売業 ウ. 食品小売業 エ. 外食産業 4. 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率[%] ア. コンクリート塊 イ. アスファルト・コンクリート塊 ウ. 建設発生木材 5. 資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池の自主回収・再資源化率[%] (※処理された廃棄物の重量に対する再資源化量の割合) ア. デスクトップパソコン イ. ノートブックパソコン ウ. ブラウン管式表示装置 エ. 液晶式表示装置 オ. ニカド電池 カ. ニッケル水素電池 キ. リチウムイオン電池 ク. 小形制御弁式鉛蓄電池 6. 自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%] ア. 自動車破砕残さ(シュレッダーダスト) イ. ガス発生器(エアバッグ類) 7. 小型家電リサイクル法における小型家電の回収量[万トン] 8. (間接)容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数(全市町村数に対する割合)[市町村数(%)] ア. 無色のガラス製容器 イ. 茶色のガラス製容器 ウ. その他の色のガラス製容器 エ. 紙製容器包装 オ. ペットボトル カ. プラスチック製容器包装 キ. スチール製容器 ク. アルミ製容器 ケ. 段ボール製容器 コ. 飲料用紙製容器 9. (間接)小型家電リサイクル法に基づく制度参加自治体人口(全人口に対する割合)[万人(%)]								
年度ごとの目標値	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	目標年度	目標値			
指標	1ア	341	339	338	337	—	27年度	337 (計画値)		
	イ	293	292	291	290	—		290 (計画値)		
	ウ	180	179	179	179	—		179 (計画値)		
	エ	130	133	137	139	—		139 (計画値)		
	オ	305	306	307	308	—		308 (計画値)		
	カ	818	846	857	866	—		866 (計画値)		
	キ	248	247	245	244	—		244 (計画値)		
	ク	141	141	141	141	—		141 (計画値)		
	ケ	697	697	698	698	—		698 (計画値)		
	コ	23	23	24	24	—	24 (計画値)			
	2ア	—	—	—	—	—	各年度	70		
	イ	—	—	—	—	—		55		
	ウ	—	—	—	—	—		50		
	エ	—	—	—	—	—		60		
	オ	—	—	—	—	—		65		
	3ア	85	—	—	—	—	24年度 (平成25年度以降も暫定的に平成24年度の目標)	85		
	イ	70	—	—	—	—		70		
	ウ	45	—	—	—	—		45		

	エ	40	—	—	—	—	標値を継続)	40
	4ア	—	—	—	—	—	22年度	95
	イ	—	—	—	—	—		95
	ウ	—	—	—	—	—		95
	5ア	—	—	—	—	—	各年度	50
	イ	—	—	—	—	—		20
	ウ	—	—	—	—	—		55
	エ	—	—	—	—	—		55
	オ	—	—	—	—	—		60
	カ	—	—	—	—	—		55
	キ	—	—	—	—	—		30
	ク	—	—	—	—	—	50	
	6ア	—	—	—	—	—	各年度	50(~26年度) 70(27年度~)
	イ	—	—	—	—	—		85
	7	—	—	—	14 (21.0%)	—	27年度	14 (21.0%) (計画値)
指標	8ア	1709 (97.7%)	1714 (97.9%)	1714 (97.9%)	1719 (98.2%)	—	27年度	1,719 (98.2%) (計画値)
	イ	1710 (97.7%)	1714 (97.9%)	1714 (97.9%)	1719 (98.2%)	—		1,719 (98.2%) (計画値)
	ウ	1712 (97.8%)	1714 (97.9%)	1714 (97.9%)	1719 (98.2%)	—		1,719 (98.2%) (計画値)
	エ	886 (50.6%)	897 (51.3%)	912 (52.1%)	920 (52.6%)	—		920 (52.6%) (計画値)
	オ	1722 (98.4%)	1724 (98.5%)	1726 (98.6%)	1,730 (98.9%)	—		1,730 (98.9%) (計画値)
	カ	1386 (79.2%)	1396 (79.8%)	1401 (80.1%)	1,411 (80.6%)	—		1,411 (80.6%) (計画値)
	キ	1743 (99.6%)	1743 (99.6%)	1743 (99.6%)	1,743 (99.6%)	—		1,743 (99.6%) (計画値)
	ク	1,745 (99.7%)	1,745 (99.7%)	1,745 (99.7%)	1,745 (99.7%)	—		1,745 (99.7%) (計画値)
	ケ	1683 (96.2%)	1683 (96.2%)	1,685 (96.3%)	1,685 (96.3%)	—		1,685 (96.3%) (計画値)
	コ	1519 (86.8%)	1520 (86.9%)	1522 (87.0%)	1,523 (87.0%)	—		1,523 (87.0%) (計画値)
	9	—	—	—	10,000 (80.0%)	—	27年度	10,000 (80.0%) (計画値)

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-16)

別紙1

施策名	目標4-3 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)				担当部署名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課		作成責任者名 (※記入は任意)	山本昌宏	
施策の概要	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。				政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進				
達成すべき目標	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。				目標設定の考え方・根拠	廃棄物処理施設整備計画等		政策評価実施予定時期	平成26年6月	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値				測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度		28年度
1 一般廃棄物の排出量(百万トン)	55	H12年度	41	H32年度	-	-	-	49	-	第三次循環型社会形成推進基本計画 ※H27年度目標値は、廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針による
2 一般廃棄物のリサイクル率(%)	22 (見込み)	H24年度	26	H29年度	-	-	-	24	-	廃棄物処理施設整備計画 ※H27年度目標値は、廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針による
3 一般廃棄物の最終処分量(百万トン)	6.4	H9年度	5.0	H27年度	-	-	-	5.0	-	廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
4 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量(g-TEQ/年)	33	H22年度	33	当面の間	-	-	-	-	-	我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額) (百万円)		25年度 当初 予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業レビュー 事業番号				
	23年度	24年度								
(1) 循環型社会形成推進交付金(公共) (平成17年度)	41,817 (45,863)	55,278 (48,124)	35,722		<達成手段の概要> ・市町村等が広域的な地域について作成する循環型社会形成推進地域計画に基づき実施される事業の費用に交付金を交付する。 ・効率的かつ的確な施設整備事業の実施のための必要な調査を実施する。 1 東日本大震災等に起因する電力不足が生じている状況に鑑み、発電効率23%相当以上の「高効率ごみ発電施設」の早期整備を推進する。 2 <達成手段の目標> 3 市町村等の自主性と創意工夫を活かした総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援することにより、地域における循環型社会の形成を推進する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等の推進	161 復187				
(2) 廃棄物処理等に係る情報提供経費 (平成10年度)	19 (14)	11 (13)	8		<達成手段の概要> ・廃棄物処理関係PRTR届出データ取りまとめ・支援システムの改善 1 廃棄物処理技術等情報提供システムの改善 2 廃棄物処理施設入札・契約適正化システム管理運営 3 <達成手段の目標> 4 循環型社会構築の促進・普及啓発等 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等の推進	154				
(3) 災害等廃棄物処理事業費補助金 (昭和49年度)	1,896 (1,868)	285,231 (278,204)	88,601	—	<達成手段の概要> 市町村が実施した災害廃棄物及び漂着ごみの収集・運搬・処分に係る事業に対し補助を行う。 <達成手段の目標> 災害等により発生した廃棄物を安全かつ適正に処理することにより、地域住民の生活環境の保全を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の適正処理の推進	158 復181				
(4) ダイオキシン削減対策総合推進費 (平成11年度)	5 (2)	5 (5)	4	4	<達成手段の概要> ・ダイオキシン類排出実態調査 ・一般廃棄物処理施設の技術管理者に対する講習会 <達成手段の目標> 4 ダイオキシン類による環境汚染の防止又はその除去等のための施設の設置又は改善 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の適正処理の推進	153				
(5) 環境研究総合推進費補助金 (循環型社会形成推進科学研究費 補助金は平成23年度より環境研究 総合推進費と統合) (平成13年度)	2,304 (2,246)	1,836 (1,799)	1,663	2 3 4	<達成手段の概要> ・循環型社会形成推進研究事業(廃棄物の適正処理、循環型社会推進、科学技術水準の向上に関する研究) ・次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業(廃棄物の適正処理、循環型社会形成等の推進に関する実用化が見込まれ、経済性、効率性に優れた技術の開発) <達成手段の目標> 3 学際的、国際的な観点から総合的に調査研究及び技術開発を推進し、もって持続可能な社会構築のための環境保全に資する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物のリサイクル、適正処理の推進	312				
(6) 廃棄物処理施設災害復旧費補助金 (平成23年度)	16,606 (4,165)	9,585 (4,946)	0	—	<達成手段の概要> 市町村が実施した災害により被災した一般廃棄物処理施設の復旧に係る事業に対し補助を行う。 <達成手段の目標> 災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設を復旧させることで、廃棄物処理体制の回復を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の適正処理の推進	162 復188				
(7) 震災廃棄物対策指針の改訂 (平成24年度)	—	9 (15)	7	—	<達成手段の概要> 現行指針を見直し、地方公共団体に対して、津波による被害をも想定した新たな計画策定を要請し、今後の震災に備える。 <達成手段の目標> ・津波を含む大規模な震災による災害廃棄物の迅速・円滑な処理を目指す計画を作成する地方公共団体を支援する。 ・災害廃棄物等の広域的な処理・処分計画の策定率の向上を図るとともに計画内容の充実を推進する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の適正処理の推進	160				
(8) 廃棄物発電の高度化支援事業	—	—	90	1 2	<達成手段の概要> ・廃棄物発電の増強方策の検討・実証 ・廃棄物発電における固定価格買取の円滑な実施支援 ・地域特性に応じた廃棄物系バイオマスの利活用システム検討と導入マニュアル作成 1 市町村の廃棄物処理システムの合理性・効率性を確認する為のツールの導入支援 2 <達成手段の目標> 廃棄物分野における資源循環、再生可能エネルギー供給を促進し、温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の排出抑制、リサイクルの推進	新25-008				

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-00)

別紙1

施策名	目標4-4産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)				担当部局名	産業廃棄物課				作成責任者名 (※記入は任意)	塚本 直也		
施策の概要	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。				政策体系上の 位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進							
達成すべき目標	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。				目標設定の 考え方・根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律				政策評価実施予定時期	平成26年6月		
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		32年度		
	1 産業廃棄物の排出量(百万トン)	419	H19年度	423	H27年度	-	-	423	-		-	-	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
	2 産業廃棄物のリサイクル率(%)	52	H19年度	53	H27年度	-	-	53	-		-	-	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
3 産業廃棄物の最終処分量(百万トン)	20	H19年度	13	H32年度	-	-	18	-	-	13	第三次循環型社会形成推進基本計画 ※H27年度目標値は、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針による		
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度				
3													
測定指標	目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠									
4													
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業レビュー 事業番号							
	23年度	24年度											
(1) 廃棄物処理システム開発費(18年度)	11 (10)	14 (5)	14	-	<達成手段の概要> ・国による統一番号付与及び自治体の許可情報等を共有する活用基盤として適正かつ効率的な運用に必要な保守、更改等の拡充整備を行う。 <達成手段の目標> ・国及び自治体事務の効率化及び適正な行政処分の実施。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・処理業者による適正処理の確保・推進。	128							
(2) 廃棄物処分基準等設定費(4年度)	94 (67)	68 (87)	55	1.2.3	<達成手段の概要> ・既存の最終処分場等産業廃棄物処理施設について、環境負荷を低減するために必要な処分基準等の設定・改正に向けた調査等を行う。 <達成手段の目標> ・廃棄物を巡る諸条件の変化に即した、処理基準及び施設の技術上の基準等の設定 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・安心・安全な産業廃棄物最終処分場の確保。	129							

(3)	水銀廃棄物の処分に係る技術的基準の検討業務費(21年度)	0	9 (11.6再掲)	7	-	<p><達成手段の概要> 水銀廃棄物の最終処分技術の検討調査及びあるべき最終処分の基準の方向性について検討を行う。</p> <p><達成手段の目標> ・水銀廃棄物の処分方法の基準策定 ・水銀廃棄物の処分に係るマニュアル策定 ・施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・水銀廃棄物等の適正かつ円滑な処理を実現する。</p>	901
(4)	移動式廃棄物処理施設に係る基準設定検討事業(22年度)	16 (0)	11 (10)	6	1.2.3	<p><達成手段の概要> ・移動式廃棄物処理施設による課題と対応についての調査検討及び、施設基準の検討。</p> <p><達成手段の目標> ・移動式廃棄物処理施設の共通・個別基準の策定 ・施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・移動式処理施設の基準を策定することによる、廃棄物リサイクルや有害廃棄物の適正処理の推進。</p>	130
(5)	産業廃棄物等処理対策推進費(23年度組み替え)	22 (14)	22 (21)	16	1.2.3	<p><達成手段の概要> ①産業廃棄物の排出実態を調査。 ②産業廃棄物の検定方法の改正について検討を行う。 ③環境大臣認定制度(広域、再生利用、無害化処理)の現地調査。 ④大臣認定対象外の廃棄物で今後対象とすることが有効であると考えられる廃棄物の再生利用を行う者及び再生利用の用に供する施設の調査、検討。</p> <p><達成手段の目標> ①産業廃棄物の排出・処理状況のとりまとめ ②産業廃棄物の検定方法の改正等について検討を行う。 ③大臣認定事業者等の認定基準の適合を担保 ④大臣認定対象外の廃棄物で今後対象とすることが有効であると考えられる廃棄物の認定基準の策定</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ①新たな目標設定や公共関係による効果的な施設整備の実施にあたっての基礎資料とする。 ②産業廃棄物の検定方法について、現状に則した見直しを行うための基礎資料を作成する。 ③大臣の認定制度において、効率的な廃棄物の適正処理が確保されることを目指す。 ④再生利用認定制度の対象の拡充等を図ることにより、循環型社会推進形成基本計画掲げる再生利用量の目標の達成に寄与。</p>	131
(6)	産業廃棄物処理業優良化推進事業費(22年度)	6 (1)	5 (1)	4	-	<p><達成手段の概要> ・弁護士等暴力団排除の専門家を講師に招き、産廃業者、自治体等に対する講習会を開催、資料の配布等により、積極的な啓発活動を行う。</p> <p><達成手段の目標> ・暴力団の徹底的な排除による健全な産廃処理業界の構築 ・施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・処理業者による適正処理の確保・推進。</p>	133
(7)	ITを活用した循環型社会づくり基盤整備事業(16年度)	96 (82)	72 (68)	50	-	<p><達成手段の概要> ・電子 manifests の機能強化及び、電子 manifests の普及のための説明会等を実施する。</p> <p><達成手段の目標> ・電子 manifests の推進を図る</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・産廃排出事業者、処理業者の情報管理及び行政の監視業務の合理化を図る。</p>	135
(8)	石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業(19年度)	12 (12)	8 (7)	6	-	<p><達成手段の概要> ・石綿含有廃棄物等の処理について、高度な無害化技術を有する事業者を国が認定する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・石綿含有廃棄物等の適正かつ円滑な処理を実現する。</p>	136
(9)	産業廃棄物処理施設モデル的整備事業(12年度)	755 (1,159)	1,508 (1,078)	994	1.2.3	<p><達成手段の概要> ・産業廃棄物の処理施設の円滑な整備を推進するため、廃棄物処理センター等による産業廃棄物のモデル的処理施設の整備を行うもの。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・公共関係による産業廃棄物処理施設整備を促進することにより、廃棄物の適正な処理を行う施設を確保することが可能となる。</p>	142
(10)	廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業(15年度)	995 (772)	775 (305)	818	2	<p><達成手段の概要> ・民間事業者等による廃棄物高効率熱回収施設やバイオマスエネルギー利用施設、電動式塵芥収集車の導入等を支援することにより、エネルギー起源CO2の削減を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・廃棄物の減量や適正処理を確保しつつ、廃棄物エネルギー利用施設や電動式塵芥収集車の導入を促進することにより、エネルギー起源CO2の削減を図ることが可能となる。</p>	316
(11)	廃棄物処理センター整備基本計画調査(3年度)	12 (15)	11 (11)	10	-	<p><達成手段の概要> ・廃棄物処理センターによる廃棄物処理施設整備に係る基礎調査を実施する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・本調査により、施設の基本構想の策定を支援することにより、廃棄物処理センターによる適正な処理を図ることが可能となる。</p>	142
(12)	PCB廃棄物処理に係る拠点の広域処理施設の整備(13年度)	14,107 (14,107)	11,720 (7,720)	7,025	1.2.3	<p><達成手段の概要> ・日本環境安全事業株式会社が行うPCB廃棄物処理のための拠点の広域処理施設の整備に対し事業費の一部を補助する。</p> <p><達成手段の目標> ・北海道増設施設の稼働</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・PCB廃棄物の拠点の広域処理施設の処理体制を確保する。</p>	142

(13) PCB廃棄物対策推進費補助金(13年度)	1,500 (1,500)	1,500 (1,500)	1,500	1.2.3 <達成手段の概要> ・処理費用負担能力の小さい中小企業者のPCB廃棄物処理に係る費用負担を軽減するための助成を行う。 <達成手段の目標> ・中小事業者に対する助成額の合計:約30億円 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・中小企業者等が保有するPCB廃棄物の適正な処理を確保する。	141
(14) PCB廃棄物適正処理対策推進事業(23年度組み替え)	97 (104)	114 (108)	146	- <達成手段の概要> ・処理困難なPCB廃棄物の適正処理や、低濃度PCB廃棄物、PCB汚染物に関する適正な処理を推進するため、技術的な観点から調査を行う。 <達成手段の目標> ・実証試験評価数:8 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・多種多様なPCB廃棄物の適正処理の確保を図る。	137
(15) 製造業者と連携した循環産業形成支援事業(25年度)	-	-	60	- <達成手段の概要> ①製造業者、流通業者、産廃処理業者により構成されるフォーラムの開催等を行う。 ②優良産廃処理業者に関する情報発信を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ①製造業者等と産廃処理業者の連携・協働を支援し、より付加価値の高い循環利用を行う循環産業を育成する。 ②産業廃棄物の排出事業者が多数の産廃処理業者の中から優良業者を容易に選別して処理を委託しやすい仕組みを整備する。	902

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-18)

別紙1

施策名	目標4-5 廃棄物の不法投棄の防止等				担当部局名	適正処理・不法投棄対策室				作成責任者名 (※記入は任意)	
施策の概要	不法投棄等の未然防止・拡大防止対策及び残存事案対策、有害な廃棄物の適正な処理の確保等、並びに特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を図る。				政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進					
達成すべき目標	不法投棄等の未然防止・拡大防止対策及び残存事案対策、有害な廃棄物の適正な処理の確保等、並びに特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を推進する。			目標設定の考え方・根拠	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法) ○特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(産廃特措法) ○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)				政策評価実施予定時期	平成26年6月	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
1 産業廃棄物の不法投棄件数	1,049	H11年度	H11年度に対し概ね半減	H22年度	-	-	-	-	-	不法投棄撲滅アクションプランに規定されているため。	
2 産業廃棄物の不法投棄量(万トン)	43.3	H11年度	H11年度に対し概ね半減	H22年度	-	-	-	-	-	不法投棄撲滅アクションプランに規定されているため。	
3 5,000トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数	-	H11年度	0	H21年度	-	-	-	-	-	不法投棄撲滅アクションプランに規定されているため。	
4 有害廃棄物の適正な処理の確保	-	-	-	-	-	-	-	-	-	有害廃棄物は、排出の段階から処理までの間、特に注意して取り扱わなければならないもので、普通の産業廃棄物とは別に処理基準が定められ、区別されているため。	
5 クリアランス物のトレーサビリティの確保	-	-	-	-	-	-	-	-	-	原子炉等規制法及び放射線障害防止法に基づくクリアランス制度の厳格な運用を行うため。	
6 放射性物質を含む廃棄物の適正な処理の確保	-	-	-	-	-	-	-	-	-	東日本大震災の影響による東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質により汚染された廃棄物が発生し、その処理に当たっては安全面に万全を期す必要があるため。	
7 バーゼル法輸出承認件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保については、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)に基づく厳格な輸出入審査を実施しているため。	
8 バーゼル法輸入承認件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保については、バーゼル法に基づく厳格な輸出入審査を実施しているため。	
9 廃棄物処理法輸出確認件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	廃棄物の適正な輸出入等の確保については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく厳格な輸出入審査を実施しているため。	

10	廃棄物処理法輸入許可件数	-	-	-	-	-	-	-	-	廃棄物の適正な輸出入等の確保については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく厳格な輸出入審査を実施しているため。	
11	バーゼル法・廃掃法(輸出入関連)違反に係る告発件数	-	-	-	-	-	-	-	-	特定有害廃棄物等の輸出入はバーゼル法により、また廃棄物の輸出入は廃棄物処理法により、それぞれ規制されており、法に違反した者には適切な対応を行っていることを確認するため。	
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額) 23年度 単位:百 万円		24年度 単位:百 万円		25年度 当初 予算額 単位:百万円		関連する 指標		達成手段の概要等	平成25年行政事業レビュー 事業番号
(1) 産業廃棄物不法投棄等防止ネットワーク強化事業 (平成17年度)		10 (9)		4 (4)		4		1.2.3		<p><達成手段の概要> 全国7地方環境事務所等を核とするネットワークを強化し、都道府県等との連携を確保しながら、ブロック連絡会議や、パンフレット等による啓発活動等を合同で実施する。また、都道府県等向けの研修として、知識が豊富な都道府県等職員等や専門家をこうしとして、管内の都道府県等の担当職員に対し、現場対応、法令研究、事例研究等の研修を実施する。さらに、不法投棄等事業の現場調査やパトロール等を行う。</p> <p><達成手段の目標> 地方環境事務所等を核とした関係機関によるネットワークの確率及び都道府県等と連携した立入検査等の円滑かつ効率的な実施により、産業廃棄物不法投棄の未然防止や早期解決等に資する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 都道府県と連携して、情報共有や監視体制を強化することにより、不法投棄等の未然防止等を図り、目標値の達成に寄与することができる。</p>	179
(2) 産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金 (平成10年度)		7870 (7152)		170 (170)		200		-		<p><達成手段の概要> 平成9年の廃棄物処理法改正法の施行日である平成10年6月17日以降に行われた不法投棄等に起因する支障の除去等の措置の円滑な実施のために、基金の造成に必要な経費を補助する。また、平成10年6月16日以前に行われた不法投棄等に起因する支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し必要な経費を補助する。</p> <p><達成手段の目標> 平成10年6月17日以降の不法投棄等については、都道府県等が円滑に不法投棄等による支障の除去等を行えるよう基金の造成を図り、産業界からの出えんが安定的に行われるよう努めていく。平成10年6月16日以前の不法投棄等については、各事業について支障の除去等が行われるよう、都道府県等における取組を促進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 都道府県等に対し必要額を補助することにより、計画的に生活環境保全上の支障除去等を行うことができる。</p>	178
(3) 産業廃棄物適正処理推進費 (平成10年度)		145 (38)		58 (32)		30		1.2.3		<p><達成手段の概要> 専門家チームの現地への派遣による不法投棄等事業に係る現地調査・支障除去等対策の円滑かつ適正な実施の支援、不法投棄の残存件数などの網羅的な調査等を行う。</p> <p><達成手段の目標> 不法投棄等の未然防止・拡大防止等を図る。また、都道府県等に対し不法投棄等の関与者への責任追及や支障除去等の手法について助言を行うことで支障除去等措置に係る公費負担を軽減させる。さらに、不法投棄等の残存事案に対する対応方針を策定する。(残存事案に対するきめ細やかな対応を行い、行政に対する国民の不信感を払拭し、安心・安全を確保する。)</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 都道府県と連携し、情報共有や監視体制の強化等の不法投棄等の未然防止等を進めることにより、目標値の達成に寄与することができる。</p>	179
(4) 廃棄物処分基準等設定費 ・特別管理廃棄物処理基準設定費 (平成4年度)		36 (36)		28 (42)		26		4		<p><達成手段の概要> 「特別管理廃棄物」については通常の廃棄物とは別に処理基準を定めているが、次々と新たな化学物質が製造・使用されている状況において、化学物質管理に係る国際的動向等を踏まえた的確な対応を行う。</p> <p><達成手段の目標> 水銀条約化対策、有害性が懸念される廃棄物の発生抑制・適正処理のためのライフサイクルマネジメントによる取組の推進等を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境中で有害性等が懸念される化学物質等の廃棄に伴うリスクを低減し、有害性が懸念される廃棄物による生活環境保全上の支障等の発生などの社会問題化の未然防止を図り、安全・安心な社会を構築する。</p>	164
(5) クリアランス廃棄物対策関連費 (平成18年度)		20 (11)		9 (2)		2		5		<p><達成手段の概要> 原子力施設の解体や研究施設等から発生する放射性物質に汚染された物質のうち、放射線防護の観点から安全上問題がないクリアランスレベル以下であることが確認された「クリアランス物」については、再生利用または通常の廃棄物として処分することを可能とする「クリアランス制度」において、クリアランス物の適正かつ円滑な処理を確保する。</p> <p><達成手段の目標> クリアランス物のトレーサビリティを確保するための管理システムを運用等をするともに地方環境事務所による立ち入り検査の実施及びそれに伴う知識の習得・放射線測定機器の点検整備を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> クリアランス物のトレーサビリティを確保し、万一の事態への迅速かつ適切な対応を図る体制を整備することにより、クリアランス制度の社会的受容性が高まり、クリアランス制度の適正かつ円滑な運用が可能となる。</p>	176

<p>放射性物質汚染廃棄物の適正処理等調査検討事業 (平成24年度)</p>	<p>—</p>	<p>192 (138)</p>	<p>55</p>	<p>6</p>	<p><達成手段の概要> 東日本大震災の影響による東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質により汚染された廃棄物が発生しているため、その適正かつ円滑な処理を確保する。 <達成手段の目標> 放射性物質に汚染された廃棄物の処理について、焼却や埋立てに伴う放射性物質の挙動に関する知見を集積し、現場のニーズに即した放射性物質の簡易測定方法等の確立を図ることで、放射性物質に汚染された廃棄物の現場における円滑な処理の実施に資するとともに、処理基準等の検討の基礎とする。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 放射性物質に汚染された廃棄物等の測定やその測定方法の検討を行うことにより、放射性物質を含む廃棄物の適正な処理が確保され、国民の安心・安全に資することができる。</p>	<p>196</p>
<p>廃棄物等の越境移動に係る国際的環境問題対策費 (平成13年度)</p>	<p>69 (63)</p>	<p>60 (77)</p>	<p>46</p>	<p>6.7.8.9.10</p>	<p><達成手段の概要> バーゼル条約に基づく有害廃棄物等の適正な輸出入を確保するための、事業者等への国内法規制の周知徹底、不正輸出を防止する為の水際対策及び国内法の規制対象の明確化等の実施。 <達成手段の目標> 国内法の規制内容の周知徹底及び廃棄物等の不正輸出防止のための水際対策の強化を行うとともに、環境上適正な有害廃棄物等の輸出入管理方策を検討する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・輸出入業者等に対し、国内外法規制度について全国各地で説明会を実施することで、効率的に法令の周知徹底を図ることができる。 ・廃棄物等輸出入管理システムを用いた廃棄物輸出入状況についての税関等関係者とのタイムリーな情報共有や規制対象物の明確化に資する指針等の策定により、不正輸出入防止のための水際対策の効率的実施を図ることができる。 ・アジア圏の循環資源の流通動向及び廃棄物処理の実態を調査し、これを基に、環境上適正な有害廃棄物等の輸出入管理方策を展開し、規制の重点化・効率化については国際資源循環に資する。</p>	<p>177</p>
<p>コンピュータ機器廃棄物適正管理事業等拠出金 (平成18年度)</p>	<p>32 (32)</p>	<p>29 (29)</p>	<p>30</p>	<p>—</p>	<p><達成手段の概要> コンピュータ機器廃棄物及びアジア太平洋地域における電気電子機器廃棄物の環境上適正な管理のための各種プロジェクト支援事業及びアジアにおける有害廃棄物等の不法輸出入防止のための国際ネットワーク(アジアネットワーク)事業等の実施。 <達成手段の目標> コンピュータ機器廃棄物等の環境上適正な管理により環境汚染・健康被害を未然防止するとともに、近隣諸国との連携強化によりアジアにおけるバーゼル条約実施能力を向上させる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・国際機関であるバーゼル条約事務局が実施しているコンピュータ機器廃棄物適正管理プロジェクト等には、アジア太平洋地域の国々が広く参加していることから同プロジェクトに拠出を行うことによって、アジアの関係諸国における政策連携を効率的に図ることができ、アジア地域の国々におけるコンピュータ機器廃棄物等による環境汚染・健康被害等の問題の解決に資する。</p>	<p>175</p>
<p>使用済電子機器等に係る輸出入の適正化事業費 (平成25年度)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>8</p>	<p>6.7.8.9.10</p>	<p><達成手段の概要> 使用済電子機器等の不法輸出入に係る疑義案件対応等に関する対応マニュアルの策定、廃棄物等輸出入管理システムの改修等、輸出入管理体制の整備。 <達成手段の目標> 地方環境事務所における水際対策を強化し、使用済電子機器等の不法輸出入を防止する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・水際対策の強化により、バーゼル法・廃棄物処理法に基づき必要な手続きを行うよう関係事業者に促すとともに、不法輸出入を確実に監視することができる。</p>	<p>新25-021</p>

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-19)

別紙1

施策名	目標4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正処理				担当部局名	浄化槽推進室				作成責任者名 (※記入は任意)	浄化槽推進室長 高澤 哲也		
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる				政策体系上の 位置付け	4 廃棄物・リサイクル対策の推進							
達成すべき目標	中山間地域等の汚水処理施設整備として、浄化槽の普及を行い、生活排水の適正な処理によって健全な水環境を確保する。				目標設定の 考え方・根拠	浄化槽法、廃棄物処理施設整備計画				政策評価実施予定時期	平成26年6月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度						
1	浄化槽処理人口普及率(浄化槽普及人口の総人口に対する割合)(%)	9.0%	平成24年度	12.0%	平成29年度	-	-	-	-	12.0%	廃棄物処理施設整備計画(平成25年5月31日閣議決定)において、平成29年度までに、浄化槽処理人口普及率(浄化槽普及人口の総人口に対する割合)を、12%とすることとされているため。		
2													
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度						
3													
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠								
4													
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額) 百万円		25年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業レビュー 事業番号							
	23年度	24年度											
(1) 浄化槽指導普及事業費 (昭和63年度)	44 (36)	37 (28)	37	1	<達成手段の概要> ・浄化槽の維持管理(保守点検・清掃・法定検査)は、自治体において対応の度合いにばらつきがあるため、実態等を調査し、維持管理に係る制度・手法の見直しに関する検討を行う。 ・平成12年の浄化槽法改正により原則新設禁止となった単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進するための有効な手法の検討を行う。 ・浄化槽整備の市町村による計画的な推進を目的に、浄化槽整備計画の策定支援を行うとともに、民間活用の普及を促進する。 ・災害時に応急仮設住宅等に導入される浄化槽について、東日本大震災の経験を活かし、施工や維持管理、有効利用の技術的検討を行う。 <達成手段の目標> 浄化槽整備手法の知見の普及と単独転換に関する意識啓発 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が促進され、浄化槽処理人口普及率が向上する。	181							
(2) 浄化槽管理士国家試験費 (昭和59年度)	3 (3.3)	3.2 (3.2)	3	-	<達成手段の概要> 試験合格者、講習修了者からの免状交付申請書の内容を確認し、免状を作成・発送する。また、免状の記載事項に変更があった場合の書換等に対応するため、これまでに交付した浄化槽管理士の情報を台帳として整備・更新する。	182							
(3) 浄化槽整備推進費 (平成16年度)	28 (6)	13 (7)	12	1	<達成手段の概要> ・都道府県・市町村の浄化槽行政担当者に対し、浄化槽の具体的な整備内容・方法や課題への取り組み等に関して、環境省調査情報の還元や自治体との情報交換等の実施を通じ、国及び自治体間での連携を高め、ネットワークを構築・情報交換を活発化させる(浄化槽行政ブロック会議)。 ・NPOとの連携により浄化槽に関する情報を提供・共有することによりネットワークの形成を促進する(浄化槽フォーラム)。 <達成手段の目標> 浄化槽整備手法の知見の普及と単独転換に関する意識啓発 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が促進され、浄化槽処理人口普及率が向上する。	183							
し尿処理システム国際普及推進事業費 (平成21年度)	16 (15)	15 (14)	14	-	<達成手段の概要> ・海外の関係者へ日本のし尿処理に関する経験と技術を発信し、途上国等におけるし尿処理の課題を共有するためのネットワークを構築する。 ・各国の研究者と協同して現地に適したし尿処理技術の適応可能性調査を行う。 ・現地での指導的立場にある技術者に対して日本のし尿処理に係る法制度や技術の教育を行うとともに、現地における技術者養成プログラムの構築、実践を行う。 ・上記の取組を展開していくために、各種事例のケーススタディ、プロジェクト調査や開発の検討を連携して行うワーキングチームを構築する。	185							

平成25年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省25-20)

施策名	目標4-7 東日本大震災への対応(災害廃棄物の処理)			担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	作成責任者名	山本 昌宏
施策の概要	東日本大震災により発生した災害廃棄物の安全かつ迅速な処理を推進する。			政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進		
達成すべき目標	平成26年3月末までを目途に災害廃棄物の処理・処分を完了する。福島県については、一部平成26年3月末までの終了が困難であることから、平成25年夏頃を目処に全体の処理見通しを明らかにする。		目標設定の考え方・根拠	東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)		政策評価実施予定時期	平成26年6月
測定指標	目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	100		H25年度 ※木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、適切な期間を設定。	マスタープランに基づき設定。ただし、福島県については、一部平成26年3月末までの終了が困難であることから、平成25年夏頃を目処に全体の処理見通しを明らかにする。			
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額) (百万円)		25年度 当初 予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等		平成25年行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度					
(1) 災害等廃棄物処理事業費補助金	664,903 (267,650)	295,842 (44,620)	118,366	1	市町村が実施した東日本大震災により発生した災害廃棄物の収集・運搬・処分に係る事業に対し補助率を嵩上げて補助を行う。		158 復181
(2) 災害廃棄物処理代行業	4,769 (84)	20,837 (4,390)	6,289	1	「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」に基づき、特定被災地方公共団体である市町村から要請があった場合、必要があると認められるときは、当該市町村における災害廃棄物処理事業を国が代行して行う。		186 復182
(3) 震災がれき処理促進地方公共団体緊急支援基金事業(グリーンニューデール基金)	67,964 (50,877)	49,214 (21,107)	0	1	地域における持続可能な社会の構築や雇用の創出に資する事業を実施するために造成された基金を活用し、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく特定被災地方公共団体である市町村が行う災害廃棄物処理事業の負担費用の軽減、その他災害廃棄物の処理の促進を行う。		187 復183
(4) 災害廃棄物広域処理等支援事業	0	198 (1,792)	1,911	1	東日本大震災により生じた多量かつ多種・多様な災害廃棄物の円滑かつ早期な処理を行うため、被災地に専門家(コンサルタント等)を派遣し、当該市町村の処理事業を支援するとともに、環境省の職員と専門家が被災自治体を個別に訪問し、災害廃棄物処理に係る指導、助言を行う。		復184
(5) 循環型社会形成推進交付金	24,547 (4,283)	18,614 (15,120)	8,262	1	被災地の市町村等や広域処理により災害廃棄物の処理を行う市町村等が整備する一般廃棄物処理施設に対して財政措置による支援を行う。		161 復187